○厚生労働省告示第百九十三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改める。

一　感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）第三の五の3、第四の一の3、第五の二の1、2及び4並びに四、第七の五並びに第八の二の1

二　インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百四十七号）第六の五

第二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「財団法人化学物質評価研究機構」を「一般財団法人化学物質評価研究機構」に改め、同表三十九の項中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第三　次に掲げる告示の規定中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

一　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第六の三の(2)のロ

二　国立高度専門医療研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第四百六号）第一条

第四　独立行政法人医薬基盤研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第四百四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第五　後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成二十四年厚生労働省告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二の三中「独立行政法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター」に改める。

第六　次に掲げる告示の規定中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に改める。

一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表第1の13の注、第2の10の注、第3の11の注及び第4の3の注

二　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表第1の10の注及び第2の6の注

第七　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

表重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業の項中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同表新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業の項中「特定独立法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

第八　予防接種に関する基本的な計画（平成二十六年厚生労働省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五の三中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第九　次に掲げる告示は、廃止する。

一　国立健康・栄養研究所依頼試験規程（昭和三十年厚生省告示第三百五十六号）

二　独立行政法人国立健康・栄養研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第三百九十一号）

○厚生労働省告示第百九十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十七号）の施行に伴い、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

公表内容		公表単位
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）	一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能	病棟（病院又は診療所の病床のうち一群のものをいう。以下同じ。）
	二　法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後病床機能	病棟